

建築物飲料水水質検査業（４号）

建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業

必要書類（各2部）

一部はコピーでよい（松山市で保管用）

登録手数料……35,000円（県証紙）

・登録申請書〔様式第1号〕

申請は事業主（本社又は代表権者のいる営業所）が行うこと。

登録は商業登記の有無に係わらず、営業所ごとにできる。

代表者の住所も記入すること。

・設備・機器名簿〔様式第2号〕（例あり）

高圧蒸気滅菌器、恒温器、フレイムレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置

又は誘導結合プラズマ質量分析装置、イオンクロマトグラフ、乾燥器、全有機炭素定量装置

PH計、分光光度計又は光電光度計、ガスクロマトグラフ質量分析装置、電子天びん又は化学天びん

一台で多種機能を有する場合は、「〇〇計の機能も有する」と記入。

機種や形式が異なる場合は別々に記入。数量は保管している数を記入。

・監督者等名簿〔様式第3号〕（例あり）

一人の監督者が他の事業登録や複数の営業所の兼務は認められない。

・作業実施方法〔様式第5-1、5-2号〕

1. 「水質検査の方法」

2. 「試薬及び標準物質の保管方法」

3. 「検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名」

4. 「機械器具の点検等の方法並びこれらの記録の保管方法」

5. 「測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名」

上記の「項目名」とその詳細な内容を記入（別紙添付も可）機械器具は、様式第2号の全てを記入。

『清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号）を遵守します。』の一文を最後に記入すること！（内容は添付資料を参考）

委託がない場合は、「なし」と記入。緊急連絡体制は会社や担当者を図式化し、電話番号を記入。

・機械器具の写真

様式第2号の全てを撮影し、器具の名称を記入。

機種が異なる場合は個別に、同機種の場合は1個又は一括して撮影。

・検査室の概要（例あり）

周辺の地図、検査室と営業所の関係図、器具の配置図（裏面の条件を満たすこと。）

・水質検査の実施者を証明する書類（①～⑤のいずれか、裏面解説あり）

①大学等で理学系課程を修めて卒業後、1年以上の実務経験者：卒業証明書と実務従事証明書

②衛生検査技師又は臨床検査技師で、1年以上の実務経験者：

衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写しと、実務従事証明書

③短期大学又は高等専門学校にて生物学又は工業化学課程を修めて卒業後、2年以上の実務経験者：

卒業証明書と実務従事証明書

④技術士：技術士登録証の写し

⑤大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、

所要の実務経験者：卒業証明書と実務従事証明書

・社名、代表者等が確認できる書類

現在事項全部証明

＜水質検査実施者の資格の解説＞

- ① 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学、又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程、又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上の**実務経験者**
- ② 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の**実務経験者**
- ③ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物若しくは工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の**実務経験者**
- ④ ①～③と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - （1）技術士法第2条に規定する技術士（水道部門若しくは衛生工学部門に限る）
 - （2）旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、在閔東洲及滿州国帝国臣民教育令又は大正10年勅令第328号に基づく大学又は専門学校において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程、又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上の**実務経験者**
 - （3）旧専門学校卒業程度検定規定による、専門学校卒業程度検定試験（理学、医学、歯学、薬学、工学、農学、獣医学又はこれに相当する学科に係るものに限る。）に合格した後、1年以上の**実務経験者**

実務経験者：水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

＜検査室の基準＞

- ① 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚等の配置が検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- ② 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ③ ドラフトチャンバーが設置されていること。
- ④ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- ⑤ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましい。
- ⑥ 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

＜飲料水の水質検査及び機械器具その他の設備の維持管理基準＞

- 一 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- 二 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- 三 水質検査の結果を5年間保存すること。
- 四 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- 五 水質検査に用いる機械器具その他の設備については、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- 六 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一、二、四及び五に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、検査結果の保存は自ら実施すること。
- 七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。